

アイヌ女性・部落女性・在日朝鮮人女性による アンケート調査結果に基づく 提 言

社団法人北海道ウタリ協会札幌支部
部落解放同盟中央女性対策部
アプロ女性実態調査プロジェクト
反差別国際運動日本委員会(IMADR-JC)

社団法人北海道ウタリ協会札幌支部、部落解放同盟、は、アプロ女性実態調査プロジェクト 2004年から 2005 年にかけてアイヌ女性・部落女性・在日朝鮮人女性アンケート調査を行なった。これはその調査結果から導きだした提言である。

身分制度・先住民族同化政策・植民地主義は、現在の社会の法制度や人びとの意識の中に根強く残り、アイヌや部落や在日朝鮮人の女性の日常生活に、また人生の様々な局面に大きな影響を与え負荷をかけていることが調査を通して確認された。調査の結果は、教育、労働、社会福祉、健康の分野で相関関係があることを示し、個別対処療法的な政策だけでなく、現在の状況を生み出している原因を踏まえた政策が必要であることを示唆している。

また、それぞれの共同体の中では、女性として自分たちのアイデンティティを継承してゆく役割を担い、それがジェンダーに基づく差別と相まり、時に差別や困難を内面化し、課題がみえにくくされていたことも確認された。

これまで記録されてこなかった女性たちの経験を言葉と数字にしてつむぎだした協働の結晶にあらゆる人びとが注視し、この提言の実現にむけて努力し協力することを望む。

【政府・地方自治体へ】

1. 差別を禁止する法の制定

アンケート調査結果では、日常的な差別に加えて、特に結婚・就職（職場）・教育の現場における差別の存在が指摘されている。日本には、人権侵害や差別の反社会性を表明し、差別を規定し禁止する法律がない。いかなる差別も禁止し、被害を被った個人や集団の救済および加害者の処罰を可能にするための差別禁止法が必要である。また、日本が加入している人種差別撤廃条約の完全実施および、人種差別の正当化と扇動の規制をうたった同第4条に対する留保の撤回が必要である。

2. マイノリティ女性の視点を反映した(教育・労働・社会福祉・保健医療・人権・女性政策など) 諸政策の実施

アンケート調査結果では、教育・労働・社会福祉・女性に対する暴力などの各方面において、マイノリティ女性たちが不利な条件のもとで、困難な課題をかかえていることが明らかになった。これらを改善し、公平な社会の形成のために、諸政策にマイノリティ女性の視点を導入することが重要である。とりわけ、情報がマイノリティ女性に届くようにきめ細かな手段を講じるべきである。

3. 国ならびに地方自治体における意思決定機関へのマイノリティ女性の優先的登用

例えば男女共同参画審議委員といった各種委員にアイヌ女性・部落女性・在日朝鮮人女性などの、マイノリティ女性を優先的に登用するなど、日本社会の構成員として政策決定過程へのマイノリティ女性の参画を意識的に推進すべきである。

4. マイノリティ女性の生活・意識などの実態調査の実施

日本において複合差別がどのようにアイヌ女性・部落女性・在日朝鮮人女性などに影響しているかを明らかにするために、年齢や社会的・民族的出自などが女性に与える影響についての体系的な情報とデータが必要である。2003年に女性差別撤廃委員会から日本政府へ送られた最終コメントでも「被差別部落の女性、在日コリアンの女性、アイヌ民族の女性など、マイノリティ女性の状況について、集団ごとの内訳を示すデータを含む包括的な情報、とりわけ教育、雇用、健康状態、受けている暴力に関する調査を実施すること(第30段落)」が求められている。「問題の根源に迫る統計を」^(注1)との国際社会からの要請を受け、女性たちが抱える問題解決につながる施策を創出するために実態調査の実施が必要である。尚、実態調査の実施にあたっては、その実施過程においてマイノリティ女性の十分な関与を確保することが重要である。

そもそも、これまで政府による在日朝鮮人に関する包括的な実態調査は実施されていない。また、被差別部落に関する実態調査は1993年以降実施されていない。7年ごとに実施される北海道ウタリ生活実態調査は世帯毎の調査であり、女性の状況はわからない。調査に参加した女性たちは「北海道の丹頂鶴の調査には毎年数千万の予算がつき、なぜ私たち先住民族の実態調査は数百万程度の予算で、7年に1度しかなく、しかも女性のデータがとれないのか」と、その不条理を憤っている。調査の実施に責任をもつ主管部署を決めるとともに、調査のための体制や予算を適正に確保するための政治的意志が必要である。

5. マイノリティ女性と政府の意見交換会の実施

女性差別撤廃委員会日本報告書審査の折、マイノリティ女性の状況に関する委員からの度重なる質問に、日本政府代表は、「マイノリティ女性の生活状況は把握していない。残念ながら今まではマイノリティの状況に対して調査は行われていない。今後、いろいろな立場の女性たちがどういう問題をかかえているのか、どういう施策を必要としているのか、検討していく必要があると思っている」「報告書への記述については、まず実態を把握して、各方面と相談して次回に備えたいと思う」と答弁した。マイノリティ女性がどのような状況にあり、どのような課題に直面しているか、その解決のための政策はどのようなものなのかを話し合う、政府関係者との懇談会の開催を求める。

(注1) 女性差別撤廃委員会日本報告書審査でシン副議長が日本政府に要請した発言。

6. 民族教育を含む先住民族アイヌの権利の保障

先住民族であるアイヌは、日本政府の徹底した同化政策によって土地を奪われ、アイヌ語を禁止され、民族としての権利をことごとく奪われてきた。アイヌ女性のアンケート調査からは、1997年に制定されたアイヌ文化振興法は、対象がアイヌ文化のみに限定され、アイヌの民族教育にはふれられず、抜本的対策とはなっていないとし、民族教育の保障をはじめとした先住民族としての権利保障を強く求めている。アイヌ語教育の計画的導入やアイヌ民族文化・歴史の学習等をはじめとした民族教育の保障を含む、先住民族としての権利の保障のための政策に取り組むべきである。日本政府は国連の先住民族に関する権利宣言に則り、また速やかに先住民族に関するILO169号(1989年)条約を批准すべきである。

7. 民族教育および自らの民族の言語を習得することの保障

民族教育の保障が在日朝鮮人の差別撤廃の鍵であると位置づける朝鮮人女性の意識が調査結果に表れた。民族教育の保障は権利であり、民族教育が保障されていないことは民族差別であるという認識をもって誰もが民族教育を受けられるようにすべきである。

在日朝鮮人のアイデンティティ確立に朝鮮語学習は欠かすことはできない。また相互理解を推進するためにも、だれもが朝鮮語を学べる機会を設けることはたいへん有効なことである。

在日朝鮮人女性実態調査の結果は、朝鮮語学習の経験が民族名使用を促す傾向があることを明らかにしている。そして女性たちの朝鮮語学習は、自前の民族教育と朝鮮語教室に拠るものでしかなかった。公的機関は在日朝鮮人の朝鮮語学習にまったく無関心を装ってきた。今後、在日朝鮮人女性をはじめ誰でもが、いつ、どこでも朝鮮語学習の機会を得られるよう、政府・地方自治体が朝鮮語教室を設置し、支援を推進していくことを求める。

世界規模で多文化共生が当然視されるなか、いまこそ民族教育を日本社会の「貴重な経験」として育み発展させなければならない。国と行政は、民族学校に対する支援と生徒の保護、民族学級講師の身分保障および支援と養成に努めなければならない。

8. マイノリティの(自己)文化の尊重および促進

マイノリティの固有性や自己の文化を尊重、育成するための幅広い支援が必要である。とくに新しい世代のアイデンティティ確立のための努力を学校や地域において実施する必要がある。調査で女性たちが共通して訴えたのが、マイノリティへの無理解を克服する教育の重要性である。学校や地域社会をはじめ、あらゆる領域でマイノリティの文化や歴史を学習する機会を提供すべきである。

集住地域を拠点にした、マイノリティの資料センター、文化センターなどの設置、適当な人材の配置など、日常的に自己の文化と接し、また、隣接地域住民とともに交流・活動しやすい施設と環境整備が必要である。さらに、国籍や民族、文化の違いを理由として、また名前や住所(本籍地)によって不当な社会的不利益を被ることがないように、社会に向けた相互理解の意識啓発、人権尊重の社会づくりを進める必要がある。あらゆる場所で本名(民族名)を名乗ることが尊重されるような環境を醸成することが必要である。その実現にむけて関係府省庁・地方自治体における具体策の考案が必要である。

9. 参政権の早期実現

在日朝鮮人はすでに4世5世が日本社会で暮らしており、日本社会の確たる構成員である。最高裁においても「憲法は定住外国人の地方参政権を禁止していない。定住外国人に地方参政権を与えるかどうかは立法政策の問題」(1995年2月28日)との判決が出ている。立法府および政

府関係機関は在日朝鮮人の参政権実現に向けての責任ある行動をとり、一日も早くそれを実現させるべきである。

教育について

10. 奨学金制度の充実

3者の調査結果に共通して表れていることのひとつに、奨学金制度の効果があげられる。いずれの調査でも、奨学金制度が適用された世代の教育水準が上がっている。奨学金制度は給付とするのが望ましいが、現行制度においてすべての子どもたちに対して、成績条項等のない無利子の奨学金が大幅に適用されるよう、制度の改革が当面必要である。また、公的な奨学金制度から排除されてきた朝鮮学校を初めとする外国人学校の学生に対し、平等な奨学金制度が保障される必要がある。

11. 識字教室の開設・支援の継続、教育支援の実施

調査の結果から、特に50歳代以上の女性たちの中で読み書きに不自由し、困難を感じている女性たちが多いことが確認された。識字教室の開設および継続とともに、識字学習のために必要な支援がなされるよう行政施策の充実が求められる。また、インターネット使用率が低い現状からみて、インターネットの使用についての研修の機会を確保できるよう支援することが必要である。さらに、教育の機会を奪われてきた女性に、行政による学習相談事業など、教育支援を行なう必要がある。

12. 人権教育・意識啓発、マイノリティの文化や歴史の学習の促進

3者の調査によって、教育現場におけるマイノリティへの無理解、差別的言動が指摘されている。調査に回答した女性たちが過去に学校現場で受けた差別だけでなく、自分たちの子どもが受けてきた差別の経験もある。国連の人権教育のための世界プログラム、人権教育および人権啓発の推進に関する法律などを効果的に活用し、教育関係者に対して、また学校教育において、マイノリティの文化や歴史、言語を学ぶ機会を確保するとともに、ジェンダー教育を含む実効的な人権教育の実施が必要である。特に学校教育においては、各人の国籍・言語・文化を尊重し、それぞれのアイデンティティが尊重される多文化共生社会の実現にむけ、日常的に「多様性」、「異文化」となれ親しむ機会を確保することが重要である。そのためにも正規教育に、身近なアイヌ民族と在日朝鮮人の歴史と文化・言語などの多文化共生カリキュラムの設置をすべきである。また、部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃に向けた教育を実施すべきである。

また、日の丸・君が代を教員や学生におしつけることは、多文化共生に逆行し、こころの自由を踏みにじるものであり、同化教育の強制につながるため、これを許してはならない。

さらに、現在の日本とアジアの国々との相互平和友好関係を基盤としてよりよい関係を築くため、過去の強制連行、「従軍慰安婦」問題、沖縄戦における日本軍自決強制などを教科書に記載してきちんと教えなければならない。

13. 国立大学受験資格や補助金制度など、朝鮮学校に対する差別的処遇の廃止

日本政府は朝鮮学校と他の外国人学校との間にある処遇の違いを根絶するために必要なあらゆる手段を講じるべきである。在日朝鮮人が存在している歴史的経過を考慮すれば、朝鮮学校が助成金その他の財政的援助を受けとれるようにされるべきであり、同校の卒業証明書が国立大学

受験資格として認められるべきである。また、同校の生徒が希望をすれば奨学金を受けられるようにすべきである。

また、民族学校を学校教育法第1条で定められている学校と同じ処遇にすべきである。

仕事について

14. パート労働の均等待遇の保障のための法制化とILO条約の早期批准

3者の調査では、女性たちの労働力率は高い一方、収入は低い水準にあるという結果がでている。多くの女性たちが何の社会保障制度もないパート労働や非正規労働に従事している。非正規労働者にも正規労働者と差別のない待遇均等待遇を保障すべきである。そして、誰もが自立できる賃金・社会保障・教育・職業訓練を保障すべきである。

また、「ILO雇用及び職業における差別禁止条約(111号)」の批准と「ILOパートタイム労働条約(175号)」の批准を早急に行うべきである。さらにパート・フリーター・非常勤労働者に均等待遇を保障する法律の制定を行うべきである。

15. 出自に基づく就職差別の禁止を明記した法の制定、統一応募用紙の使用の推奨

アンケート調査では、依然として部落やアイヌに対する就職差別が存在し、在日朝鮮人が民族名を使用して就職/就業することが困難であることなどが報告されている。部落やアイヌ、在日朝鮮人であることなど、出自に基づく就職差別を禁止する法律の制定が必要である。運転免許証の本籍地記載は、就職差別につながるため、削除すべきである。

また民族名を使用しても不利益をこうむらないよう、民族名を名乗ることが尊重されるような職場環境を醸成することが必要である。加えて、就職差別を防止するために、職業安定法第5条の4(身元調査の禁止)を周知するとともに、求人にあたっては、全国高校統一応募用紙・新規中卒者は「職業相談表(2)」の使用を義務づけるべきである。さらに、大学版の「統一応募用紙」を定め、使用を義務づけるべきである。

社会福祉および健康について

16. 無年金者への救済措置

それぞれの調査で、無年金の高齢者が数多く存在することを確認した。様々な事情により年金を受け取ることができない高齢者に対する救済を検討するとともに、特に就労年齢時に存在した国籍条項により年金の給付を受けることができない80歳以上(2006年現在)の在日朝鮮人に対する救済措置を講じるべきである。

17. 高齢者への支援について

マイノリティ高齢者が過去にこうむった不利益が是正され、過去に味わった心の傷が癒され、生活不安のない豊かな人生を過ごすために、民族性やアイデンティティを尊重した積極的で総合的な看護・介護・医療政策が直ちに求められる。マイノリティ高齢者一人ひとり、とりわけ独居生活者のニーズを踏まえたきめ細やかな「健康・栄養・規則正しい生活リズム・服薬・リハビリ・入浴・娯楽・リクリエーション・睡眠等」への支援・見守りが必要である。特に独居生活者への支援そのための社会保障制度における積極的な政策が打ち出されること、マイノリティ高齢者をケアする雇用の創出と人材の育

成が求められる。

18. 健康診断について

調査の結果、マイノリティ高齢者が必要な医療を必要な時に受けられていない状況や、健康診断をきちんと受けていない状況が浮かび上がっている。市町村で実施している健康診断の情報が必ずマイノリティ高齢者に届けられること、受診できる手段が構築されること、非識字者への配慮がなされることなど、健康診断を受けるためのきめ細かな施策が必要である。

夫・パートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス / DV)について

19. 夫・パートナーからの暴力に関する基礎的知識についての啓発・広報の実施・推進

アイヌ女性・部落女性、在日朝鮮人女性たちの中にも夫・パートナーからの暴力の被害経験のある女性たちがいる。しかしながら、これらの女性たちにおいて、夫・パートナーからの暴力に関する講座・研修などの機会はこれまでほとんどされてこなかった。防止の一步として夫・パートナーからの暴力に関する基礎的知識の啓発・広報の実施とその推進が重要である。

20. 夫・パートナーからの暴力に対する支援機関の情報の広報徹底

たとえば、アイヌ女性においては、医師以外の公的支援機関へ相談に行っていない状況がある。どのような支援機関があるのか、それぞれの支援機関に何が相談できるのか、などのきめ細かな情報発信がアイヌ女性・部落女性・在日朝鮮人女性に届く必要がある。

21. マイノリティ女性が抱える困難な課題などに敏感な視点をもった相談員の養成

アイヌ女性・部落女性・在日朝鮮人女性が、夫・パートナーからの暴力について安心して相談できるような、同じ立場の女性の相談員や、マイノリティ女性が抱える困難な課題に敏感な視点をもった相談員の養成が急務である。そのために現相談員に対するマイノリティ女性に関する人権研修なども必要である。

22. 官民の支援機関とマイノリティ女性たちとの連携促進

DV に関する啓発・広報、支援機関の情報提供、相談員の養成を促進するためにも、また、夫・パートナーからの暴力を受けた女性の安全確保などの対応においても、公的相談機関や民間相談機関が、アイヌ女性・部落女性・在日朝鮮人女性たちと日常的な交流の枠組を整備し、連携することが必要である。

23. 朝鮮学校女子生徒への暴力事件防止の対策

民族服であるチマ・チョゴリを着用した（また着用していない場合でも）朝鮮学校の女子生徒が、暴力的攻撃にさらされるなどの人権侵害は、あってはならないことである。政府は、加害者の処罰、被害の補償、被害者の回復、事件の再発防止などに向けた、具体的な対策を講じる必要がある。

【女性団体、女性運動関係者、研究者へ】

1. マイノリティ女性の存在の意識化と、その視点の学問研究への反映

ジェンダー研究が学問的成果をあげているように、アイヌ女性・部落女性・在日朝鮮人女性などマイノリティ女性の視点を種々の学問分野の研究に反映するべきである。

2. マイノリティ女性の人権に関する学習とその視点の導入、共通課題としての取りくみ

女性団体、女性運動関係者は、運動方針や運動のあり方の検討、実際の運動の場面においてもマイノリティ女性の存在を意識化し、マイノリティ女性の人権について学習し、女性として共通にかかえる課題については共に運動し、マイノリティ女性固有の課題については、マジョリティ社会の責任でもあることを自覚し、課題解決のために取りくむべきである。また、アイヌ女性、部落女性、在日朝鮮人女性たちなどマイノリティ女性たちと女性団体・女性運動関係者たちの相互交流・連携の促進をはかるべきである。

【マイノリティグループ内部へ】

1. マイノリティグループ内における女性の人権の保障

マイノリティグループ内部における政治的・経済的・社会的および文化的生活のあらゆる分野で、男性と対等に権利を行使できることを確保し、夫・パートナーの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどを受けない権利（人権）の確立をめざす。

2. 意思決定および教育研修機会の平等

マイノリティのグループ組織において、教育・研修機会の平等、意思決定過程への平等な関与など、集団内部におけるジェンダー平等（制度的形式的平等にとどまらず、意識面も含めた平等）の現状を把握し、その実現のために女性の意識啓発・研修はもとより、マイノリティに属する男性への意識啓発、研修を実施しなければならない。

3. マイノリティ女性間の相互理解の促進と共通の課題への協働を基盤としたネットワークの強化・拡大

「マイノリティ女性によるアンケート調査」に共に関わった経験を活かし、さらに相互理解を促進するとりくみを進めるほか、調査でみえてきた共通の課題への協働を通じて、ネットワークの基盤をさらに強化し、その裾野を広げる。女性たちが自分たちを表現し、経験やとりくみを共有することができる場として、数年に一度、マイノリティ女性のフォーラムを開催する。

4. マイノリティ女性の相談に応じるカウンセラー養成や、自助グループなどの活動の保障

マイノリティ女性がかかえる困難さの相談に対応するために、マイノリティ女性、もしくはその視点にたった専門的カウンセラーの養成や、安全・安心な場で経験・悩みなどをお互いに話し合える自助グループなどの形成、そのためのファシリテーター（グループの促進者）養成に向けて努力する。